

平成30年8月31日

ふじみ野市議会  
議長 堀口修一様

議会運営委員会  
委員長 大築 守

議会運営委員会視察調査報告書

平成30年第2回定例会において閉会中の継続調査の申し出をした所管事務に係る特定事件の調査について、平成30年7月23日及び24日の日程で三重県伊賀市及び三重県鈴鹿市を視察し調査を実施したので下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

- (1) 予算決算常任委員会及び議会改革について（三重県伊賀市）
- (2) 通年議会及び議会改革について（三重県鈴鹿市）

2 出席委員

委員長	大築 守	副委員長	谷 新一
委員	伊藤 美枝子	委員	小林 憲人
委員	伊藤 初美	委員	小高 時男
委員	塚 越 洋一		

3 議長出席

堀口修一 議長

4 視察の概要

●三重県伊賀市

伊賀市は三重県北西部に位置し、京都、奈良及び伊勢を結ぶ街道を有しており、古来より都に隣接する地域として、また、交通の要衝として、江戸時代には藤堂家の城下町や伊勢神宮への参宮者の宿場町として栄えた。

北東部を鈴鹿山系、南西部は大和高原、南東部を布引山系に囲まれた盆地で丘陵地が多く、限られた平地や台地を農地や宅地として利用している。また、化学系・機械系業種を中心とする有力な内陸工業都市でもある。

平成16年11月に1市3町2村が合併して、現在の市が誕生した。

面積は558.23km<sup>2</sup>、人口は平成30年4月1日現在で92,460人、議員定数は、条例定数、現数ともに24人である。

## 1 予算決算常任委員会について

### (1) 設置に至った理由

平成18年の地方自治法の改正により常任委員会委員の複数所属が可能となったことに加え、予算・決算は毎年必ず提出される重要な議案であり、本来常任委員会で審査すべきものであるとの理由により、それまでの特別委員会設置方式を改め、平成23年4月に委員会条例の一部改正を行い、常任委員会とした。

### (2) 委員構成

予算常任委員会は議長を除く全議員（23人）、決算常任委員会は議長及び議選監査委員を除く全議員（22人）で構成されている。分科会は設置していない。

### (3) 審査日数及び審査の流れ

審査は議場において行い、審査日数については、当初予算及び決算は2日間、補正予算は1日間である。各常任委員会に予備日を設けているが、委員会を開催した例はない。また、質疑時間制は採用していない。

審査の流れは、予算・決算ともに、一般会計については歳出、歳入の順で、歳出は各款ごとに、歳入は一括で審査する。歳出の中で特定財源についても質疑を行うことができる。特別会計、事業会計は、会計ごとに一括で審査する。

### (4) 討論、委員長報告

委員会及び本会議ともに討論を行うことは可能であるが、特に反対討論については内容が同じである場合が多い。このため、委員会時においては賛成又は反対を表明し、簡単に理由を述べ、詳細は本会議で述べるといった討論が多くなっている。

質疑に関する委員長報告は、ほとんどの議員が出席して審



査しているので、省略して討論及び採決結果のみを報告している。

## 2 議会改革について

### (1) 議会基本条例

平成18年に「議会のあり方検討委員会」を設置し、56会場において83団体、約500人の市民と意見交換を行った。議員の人数が多い、報酬が高い、緊張感がないなどの寄せられた厳しい意見を踏まえ、北海道栗山町議会の基本条例を参考に素案を作成。タウンミーティング、議員全員懇談会を経て、平成19年2月に基本条例を議員発議し、賛成22、反対11で制定された。

条例に基づく主な活動は以下のとおりである。

### (2) 議会報告会

平成19年度から平成29年度までは、4人1班、6班体制で、概ね小学校単位に設置された「住民自治協議会」(38地区)を対象に年1回実施してきた。所要時間は1時間半から2時間程度で、はじめに15分から20分程度で議決議案等の説明を行い、残りの時間で意見交換を行う。

当初はテーマを決めず自由に意見交換を行っていたが、平成23年度からは事前に意見交換テーマをいただく形に、平成25年度からは議会がテーマを投げかける形とした。出席者の固定化によるマンネリ、御用聞きからの脱却を図るために変遷してきたが、本年度は基本条例の検証の一環としてあり方を見直し、大きな会場でタウンミーティングを1回試行した。

### (3) 政策討論会

政策討論会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図ることを目的としている。全議員で構成し、議長が座長、副議長が副座長を務める。自由に意見交換・討議を行うため、会議録は作成しない。

討論会での討議から、平成22年度には「あき地の雑草等の除去に関する条例」、平成25年度には「伊賀市と財政援助団体等の関わりについて」が、議員・委員会発議により、条例制定・改正に至った。

議論の積み上げが円滑にできず、平成28年度以降は開催されていない。

### (4) 出前講座

出前講座は議会報告会の団体版で、市内各種団体から要請されたテーマに応じて、所管する委員会の委員が会場に出向き、団体メンバーと意見交換を行うものである。

平成29年度には、「南庁舎利活用案(特に図書館部分)についての現在の状況」や「全国学力学習状況調査の結果について」などをテーマに開催した。

議員が、ここで出された意見を一般質問で取り上げることもある。

### (5) 今後の議会改革

現在の課題は次のとおりである。

- ①議会報告会で出た課題をどのように政策討論会に活用していくか。
- ②試行したタウンミーティングをどのようにしていくか。
- ③条例制定時の理念をどのように引き継いでいくか。(現在の議員のうち制定当時の議員は5人、そのうち賛成した議員は2人となっている。)

## ●三重県鈴鹿市

鈴鹿市は三重県中北部に位置し、東は伊勢湾に臨み、北部から西南部にかけては海拔50～80メートルの丘陵地を形成し、一部は鈴鹿山脈に達し、滋賀県に隣接している。中央部から東南部にかけては海拔10メートル程度の平坦地帯で豊穡な農耕地となっている。

古くは大和時代から東国に通じる要路として、江戸時代には東海道、伊勢参宮街道の宿場町として繁栄した。戦時中は海軍基地・工廠を要する軍都であったが、戦後は自動車産業など数多くの企業を誘致し、伊勢湾岸地域有数の内陸工業都市として発展してきた。また、農業においても、恵まれた豊かな大地で、茶や花木をはじめ、水稻などの生産が活発に行われ、農業と工業がともに成長した「緑の工都」として現在に至っている。

面積は194.46km<sup>2</sup>、人口は平成30年4月1日現在で200,435人、議員定数は、条例定数、現数ともに32人である。

### 1 通年議会について

#### (1) 通年議会の内容

根拠法令	法第102条第2項（条例で回数を規定） ※法第102条の2（通年会期制）は採用せず
定例会の回数	年1回（定例会条例を廃止し、基本条例に規定）
定例会の招集	毎年5月
会期	定例会が招集された日から翌年の4月末日までの間で定める
集中審議期間の設定・会議の種別	開会議会（会期と人事） 定例議会（6月、9月、12月、3月）、臨時議会 閉会議会（継続審査案件など議決が必要なとき）
開議請求	市長からの開議請求 議員（議員定数の4分の1以上）からの開議請求

#### (2) 導入に至る経過

先行議会である三重県及び四日市市から刺激を受け、平成26年度に議会

改革特別委員会で調査を行い、議会改革を進める上で一定程度有効であるとの報告書が提出された。平成27年の改選を挟み、平成28・29年度議会運営委員会で協議・検討が進められ、平成30年3月定例会において、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする規定を追加する議会基本条例の一部改正が可決された。

平成30年5月15日に平成30年鈴鹿市議会定例会が開会し、会期は同日から平成31年4月30日までの351日間と決定した。

### (3) 導入目的及び期待される効果

導入の目的は、議会機能の更なる充実を図り、議会が主導的かつ機能的に活動できるようにすることにある。導入により次のような効果が期待できる。

- ①災害などの突発的な事態や緊急の行政課題に素早く対応
- ②市政に対する監視機能の強化
- ③専決処分が少なくなる
- ④委員会の活性化

(これまでは閉会中の常任委員会については、閉会中の継続調査として議決された案件などに活動が限定されていたが、導入後は、随時、所管事務調査を実施できる)

### (4) 一時不再議、発言の取消又は訂正

通年議会を導入した場合、長く将来の議事を拘束することになることから、一時不再議、発言の取消又は訂正については、会議規則の規定を「同一会期中」から「同一議会期間中」に改正して対応した。

会議録については、通年議会実施要綱において、会議ごとに調製することを規定し、これまでと同等の取扱いを担保した。

### (5) 市長との協議

議会運営委員会から中間とりまとめが議長に報告された時点で、議長から市長に協議を申し入れた。中間とりまとめに盛り込まれた事項のうち、市長の専決処分の委任事項に指定されている、議会の議決を経た契約の変更の変更金額の上限2,000万円を1,000万円に引き下げることなどについて市長から次のとおり回答があった。専決処分の委任事項の見直しについては、現在法規上の調整を行っている。

- ①法第179条第1項の専決処分については、「議会が招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」を除き、専決処分を行う。
- ②法第180条の専決処分委任事項うち変更金額の上限2,000万円を1,000万円に引き下げるとは、工事の中断及び工期延長による経費の増加につながるため、現行どおりの指定でお願いする。
- ③選挙執行に係る補正予算の追加指定の検討を要望する。
- ④市独自で判断する余地がない法令の改廃による、条例中の法令の題名、条項及び用語に係る条例改正の追加指定の検討を要望する。

(6) 市民の理解を得る取組とその反応

パブリック・コメントについては、先進地でも未実施のため実施していない。議会だよりには2回掲載したが市民からの反応はなかった。

議員が会議に出席した場合の交通費相当分の費用弁償を支給するため、会議回数の増加により経費が増加するが、これについても市民の反応はない。

(7) 議会事務局の体制強化

通年議会の導入を契機として職員定数が見直され、本年4月から、これまでの10人から3人増員の13人となった。(現員は2人増員の12人)

2 議会改革について

(1) 議会基本条例

平成24年6月議会で全議員により議員提出、全会一致で可決し同年12月1日から施行した。特徴は次のとおり。

①すべての会議を公開（全員協議会、各会派代表者会議、広報広聴会議、議会だより編集会議など）

②議会報告会の開催

③請願趣旨の聴取（審査のため、紹介議員又は請願者から説明を求めることができる。紹介議員又は請願者から説明・意見陳述のため発言の申出があったときは、その諾否を決定）

(2) 予算決算常任委員会

平成20年5月臨時会において設置を決定した。委員は、正副議長及び議選監査委員を除く29人の議員で構成している。分割付託による審査と大きく変わらぬよう、分科会を設置し、所管委員会の委員が分科会の委員を兼ねる。委員長は分科会に属さない。審査の流れは次のとおり。

・ 予算決算常任委員会へ議案付託

↓

・ 予算決算常任委員会全体会（分科会の設置・各分科会への分担送付）

↓

・ 各分科会（質疑、討論、採決）

↓

・ 予算決算常任委員会全体会（各分科会長の審査報告、審査報告に対する質疑、討論、採決）

審査は議案番号順に行うため、委員会→休憩→分科会→休憩→委員会の流れとなる。

(3) 議会報告会

4月、10月の年2回実施し、正副議長を除く議員が3～5班の体制で対応している。平成29年10月の開催実績は、5会場合計83人が参加となっている。

課題としては、参加者が少ない、自治組織の役員など高齢者が多い、地元要望が多いことが挙げられる。課題解決のため、報告会後に「広報広聴会議」（正副議長、各会派代表者で構成）で見直し、検討を行っている。

#### (4) 今後の議会改革

現在の課題は次のとおりである。

- ① 常任委員会の活性化のために例月開催日を設定（定例議会の月以外の第1月曜日～水曜日）
- ② 一般質問における執行部答弁が詳細で時間を費やすため、質疑時間45分の半分（23分間）を質問時間とする運用を模索
- ③ 災害時における議会対応

### 《 む す び 》

予算・決算議案を付託する委員会については、それぞれの議会によって異なるが、伊賀市議会においては、予算・決算の常任委員会をそれぞれ設置して審査が行われていた。

予算、決算に特化して常任委員会を設置した場合には、違法性が問われている議案の分割付託を回避でき、定例会ごとに特別委員会の設置や委員の選任を行う必要がないなどの大きなメリットがある。また、予算は議長、決算は議長及び議選監査委員を除く全議員が議案全体の審査を行うので、決算で指摘した事項を予算に反映させるサイクルの構築も可能になると考える。

伊賀市議会において、質疑時間の制限を行うことなく定められた日程で審査が終了するのは、独特の議会事情によるところであり、本市議会の審査状況を参観すると、無条件で導入することは難しいと思われる。今後は、視察で得た成果を生かし、議案不可分の原則に則しつつ、能率的に専門的な見地からきめ細かな審査が可能となる仕組みを早期に検討・導入していかなくてはならない。

次に、通年議会についてであるが、その意義は複雑多様化した意思決定を迫られる今日において、会期に縛られずに調査や審議ができることにありとされている。鈴鹿市議会での導入は、各常任委員会の所管事務調査が活発に行われていることが背景にある。年間のテーマを決定の上、先進地視察や調査を行い、調査報告書を作成して市長へ提言するというサイクルがすでに確立されている。通年議会にすることで、随時の所管事務調査を可能とし、さらなる委員会の活性化につなげていく狙いがあり、この狙いを明らかにすることは重要なポイントであると思われる。

これに、議員活動への影響や執行部の意識改革・負担増などを加え、総合的に勘案して検討する必要がある。議会基本条例を制定し議会改革のスタートラインに立った本市議会にとって、通年議会の導入は慎重に時間をかけて検討を行うべき課題と考える。

このほか、両議会において行われている議会改革、特に議会報告会の取組からは貴重な知見を得た。伊賀市議会では、マンネリ化を打破するために、意見交換についてテーマを募ったり、投げかけたりして工夫するとともに、近年は開催されていないとのことではあるが、出された意見等を政策形成につなげるために「政策討論会」という場を設けていた。鈴鹿市議会では、「広報公聴会議」を常設し、議会報告会後に課題解決のための見直し、検討を行っているとのことであった。いずれの議会でも起こりうる課題への対応策であり、本市議会でも大いに参考としていきたい。